スポーツ少年団派遣助成金　規程表　（R08.4～）

（単位：円）

助成金等の種類	助成金等の対象となるスポーツ大会	助成金等（金額）		備　考
		個人として参加する場合	団体として参加する場合	
スポーツ大会派遣助成金	全国的な規模の大会	1人 4,000円	1人につき4,000円（上限30,000円）	県内で行われる場合は執行しない
	国際規模の大会	1人 10,000円	1人につき10,000円（上限50,000円）	同上

国際規模、全国規模の大会であっても県内で行われる場合は執行しない。

県スポーツ少年団からの全額補助の大会は執行しない。

交付回数の制限として、同一年度内、２回までの助成とする。

その他については別途協議する。

(平成19年11月8日の理事会で制定)

(平成23年3月17日の理事会で一部改正:スポーツ少年団助成金からスポーツ少年団派遣助成金に変更)

(平成24年10月24日の理事会で一部改正：市体協事業の位置づけになったため派遣激励金から派遣助成金に変更)

(平成31年4月3日の理事会で一部改正：北信越大会規模の大会への助成は廃止)

(令和8年2月10日の理事会で一部改正：助成金等の対象となる大会の「予選のあるものに限る。」を削除。交付回数の制限を追加) 令和８年４月１日から施行